

本和訳は、JICA技術協力専門家が業務上作成した成果物を、日本の企業・個人の皆様がベトナムの法令等を理解するための参考資料として公開するものです。利用者は、JICAのサイトポリシー (<https://www.jica.go.jp/policy/index.html>) に従って本和訳を利用してください。JICAは、本和訳の内容の正確性について保証せず、利用者が本和訳を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

2018年競争法

- 概要 -

競争・消費者保護庁
商工省

内容

1. 規制範囲・適用対象
2. 国の機関における禁止行為
3. 競争制限協定に関する規制
4. 優位的地位の濫用・独占的地位の濫用の規制
5. 経済集中規制
6. 不公正競争行為の規制
7. 執行機関
8. 競争法執行手続

2018年の競争法

本法は10章118条から構成。

- 第1章：総則
- 第2章：関連市場と市場占有率
- 第3章：競争制限協定
- 第4章：市場支配的地位の濫用、独占的地位の濫用
- 第5章：経済集中
- 第6章：不公正な競争行為
- 第7章：国家競争委員会
- 第8章：競争法執行手続き
- 第9章：競争法違反処分
- 第10章：施行条項

規制範囲

- 2018年競争法の規制範囲は2004年競争法より拡大された。

- 2018年競争法第1条

本法は、競争制限行為、ベトナム市場に競争制限効果を及ぼす、またはその可能性がある経済集中行為、不公正な競争行為、競争法執行手続、競争法違反処理、競争に関する国家管理について規定する。

規制範囲の拡大理由

- 競争法の目的は競争関係や公正で公平な競争環境を保護することである。よって、競争法は競争環境への影響、あるいはそれを侵害する可能性があるあらゆる行為を規制しなければならない。
- 実際に、価格拘束、販売地域の制限、あるいはベトナム市場に一定程度の影響を及ぼすベトナム国外で実施された経済集中取引等の行為がみられる。
- 現行法規定は上記のすべての行為を処理するには十分ではない。
- アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、日本、韓国、シンガポールなど多くの国の競争当局は国境を越えた競争制限協定、経済集中等の事件の調査・処理を行っている：世界の大手航空会社の20社間の輸送料金に関する価格協定事件、Western Digital と日立との買収事件、サムスンとSeagateとの買収事件など。
- 規制範囲の拡大によるメリット：競争への侵害行為を徹底的に処理できること；市場安定化を通じて国内経済の安定に寄与できること；二国間・多国間の貿易協定において競争に関するコミットメントを履行できる環境を整備すること。

適用対象

- 2018年競争法の適用対象は2004年競争法より拡大された。
- **2018年競争法、第2条**
 1. 生産、販売を行い、公益サービスを提供する組織、個人（以下、事業者と称する）、国の独占分野の業種・分野において事業を行なっている事業者、公益行政機関、ベトナムにおいて事業を行なっている外資系企業。
 2. ベトナムにおいて事業を行なっている業界、専門職協会
 3. 関連する国内外の機関、組織、個人

適用対象の拡大理由

適用対象の拡大理由

- 現行法規定では、特に対象となる競争行為に関連する組織・個人など、すべての対象をカバーできない。
- 地方の行政当局が競争を制限するような文書を発出したケースが多くある：例えば、省内の機関・組織・個人に指定事業者の商品・サービスを使用させたり、あるいは差別的に取り扱い、他社より特定事業者に対して競争上の優位を与えたりする。
- 禁止されている競争制限協定に仲介者として参加を呼び掛けたり、誘引したり、強制させたり、または競争制限協定を成立させるための情報を提供したりする組織・個人が多く存在するものの、これらの者は2004年競争法の適用対象外。
- 適用対象の拡大による積極的なインパクト

国の機関において禁止される行為

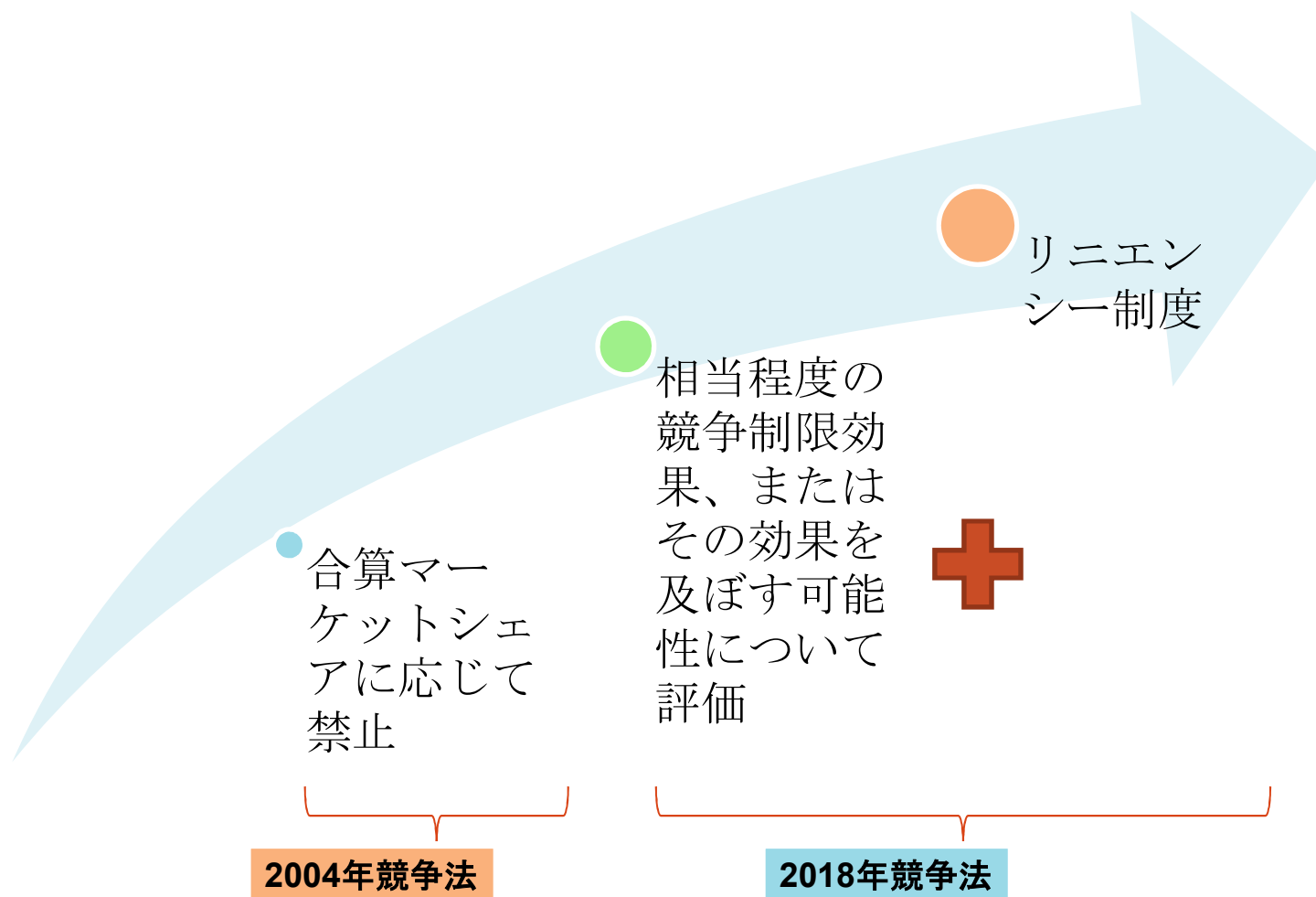
- a) 特定の商品の生産、売買、サービスの供給、使用を実施、又は実施しないことを事業者、組織、個人に強制、要求、勧告し、又は事業者に対する特定の商品の売買、サービスの供給、使用を強制、要求、推奨すること。但し、国家独占の領域に属する商品・サービス又は法令が規定する緊急の場合を除く；
- b) 事業者間を差別的に取り扱う；
- c) 各業界団体、その他社会職業組織又は各事業者、市場における競争を制限するように連携することを強制、要求、推奨する；
- d) 法令に反して競争活動に介入するために職務、権限を濫用する。

(2018年競争法)

強制

追加

3. 競争制限協定及びリニエンシー制度の規定



競争制限協定

第11条：競争制限協定

1. 物品・サービスの直接的又は間接的な価格拘束協定
2. 顧客・消費市場、物品供給市場、サービス供給市場等の市場分割協定
3. 物品生産、売買、サービス供給の数・量の制限協定
4. 物品の供給、サービスの供給についての入札の際に、入札参加者の一人又は複数の者が落札できるようにする入札談合協定
5. 他の事業者が市場に参入又は経営促進することを阻止、制止、皆無にする協定

競争制限協定

第11条：競争制限協定

6. 協定の当事者でない事業者を市場から排除する協定
7. 技術、テクノロジーの開発を制限し、投資制限をする協定
8. 他の事業者に対する物品売買、サービス供給契約締結条件を拘束する協定、又は他の事業者が契約対象と直接関連しないその他の義務を承諾することを強制する協定
9. 協定に参加しない当事者と取引をしない協定
10. 製品消費市場，物品供給市場，サービス供給市場を制限する協定
11. その他競争制限効果を及ぼす、またはその可能性があるその他の協定

競争制限協定

第12条：禁止される競争制限協定

1. 本法の第11条第1項、第2項、第3項が規定する、関連市場における事業者間での競争制限協定
2. 本法の第11条第4項、第5項、第6項が規定する、事業者間の競争制限協定
3. 市場において相当程度の競争制限効果を及ぼす、又はその可能性のある、本法第11条第7項、第8項、第9項、第10項、第11条が規定する、関連市場における事業者間の競争制限協定
4. 市場において相当程度の競争制限効果を及ぼす、又はその可能性のある、本法の第11条第1項、第2項、第3項、第7項、第8項、第9項、第10項、及び第11項が規定する、特定の物品、サービスを一連として生産，流通，供給する場合の異なる段階ごとにおいて経営を行う事業者間の競争制限協定

競争制限協定

第13条：競争制限協定による相当程度の競争制限効果、または当該効果を発生させる可能性の評価

1. 国家競争委員会は、以下のいくつかの要素に基づいて、競争制限協定による相当程度の競争制限効果、または当該効果を発生させる可能性を評価する：

- a) 協定に参加する各事業者の市場占有率
 - b) 市場参入、拡大の障壁
 - c) 技術研究・開発、革新の制限又は技術能力の制限
 - d) 必要不可欠な施設へのアクセス・取得
 - dd) 協定参加事業者の物品・サービス購入時における、又は協定参加事業者の物品・サービスに代えて他の関連する物品・サービスを購入する場合の、顧客の費用・時間の増加
 - e) 協定参加事業者に関連する分野、領域における、各特殊要素の管理を通じた、市場における競争阻害の発生
2. 政府は本条第1 項の詳細を規定する。

競争制限協定

第112条：リニエンシー制度

1. 事業者が自ら、国家競争委員会が本法第12条が規定する禁止される競争制限協定行為の発見、審査、処理を行うことを助けるよう申告した場合、その事業者はリニエンシー制度に従って処罰の減免がされうる。
2. 国家競争委員会委員長はリニエンシー制度に従った処罰の減免に関して決定する。
3. 本条第1項が規定する処罰の減免は、以下の各条件を十分に満たすことを基礎に実施される：
 - a) 本法第11条が規定する競争制限協定の一当事者として参加した、又は参加している；
 - b) 権限を有する国家機関が審査決定を発出する前に、自ら違反行為を申告する；
 - c) 誠実に申告し、違反行為に関して得られる各情報、証拠の全部を提供し、違反行為の発見、審査及び処理に対して相当程度の価値がある；
 - d) 違反行為の審査及び処理の過程において、権限を有する機関に対して十分に協力する。
4. 本条第1項の規定は協定に参加するその他の事業者に対して強制的又は調整的役割を有する事業者には適用しない。

競争制限協定

5. リニエンシー制度の適用は、本条第3項が規定する各条件に十分に合致する、リニエンシー制度適用申請書を国家競争委員会に提出した先着順で3つの事業者を超えない。
6. リニエンシー制度が適用される事業者の確定根拠は、以下のよう規定される：
 - a) 申告の順番
 - b) 申告時点
 - c) 提供された各情報及び証拠の誠実さ及び価値の度合い
7. 罰金額の減免は以下のように実施される：
 - a) リニエンシー制度適用申請書を提出し、本条第3項が規定する条件に十分に合致している最初の事業者は100%罰金を免除される；
 - b) リニエンシー制度適用申請書を提出し、本条第3項が規定する条件に十分に合致している2番目と3番目の事業者はその順番に応じて罰金額の60%、40%が減じられる。

市場支配的地位、独占的地位の濫用

第24条： 市場支配的地位を有する事業者、事業者グループ

1. 本法第26条の規定により確定される相当程度の市場優位性を有し、又は関連市場において30%以上の市場占有率を有する場合、市場支配的地位を有する事業者とみなされる。
2. 協調的な行動が競争制限効果を及ぼし、本法第26条の規定に従って確定される相当程度の市場優位性を有する場合、又は総市場占有率が以下のいずれかの場合に該当する場合、市場支配的地位を有する事業者グループとみなされる：
 - a) 2つの事業者が関連市場で 50%以上の総市場占有率を有する
 - b) 3つの事業者が関連市場で 65%以上の総市場占有率を有する
 - c) 4つの事業者が関連市場で 75%以上の総市場占有率を有する
 - d) 5つ以上の事業者が関連市場で 85%以上の総市場占有率を有する
3. 本条第2項に規定する市場支配的地位を有する事業者グループには、関連市場において10%未満の市場占有率を有する事業者を含まない。

第 25 条： 独占的地位を有する事業者

関連市場において物品・サービスに関して競争する事業者が全くない状態で、当該事業者が事業活動を行っている場合、独占的地位を有する事業者とみなされる。

市場優位性の確定指標を追加

事業者、事業者グループの相当程度の市場優位性は以下のいくつかの要素を根拠に確定される：

- a) 関連市場における各事業者間の市場占有率の相関関係；
- b) 事業者の財政、規模の優位性；
- c) その他の事業者に対する市場参入，拡大の障壁；
- d) 物品・サービスを流通、消費する市場又は物品・サービスの供給市場を掌握し、アクセスし、統制する能力
- dd) テクノロジー、技術基盤に関する優位性
- e) インフラストラクチャを所有し、掌握し、アクセスする権利
- g) 知的財産権の対象を所有し使用する権利
- h) 供給又は需要源を関連するその他の物品・サービスに変更する能力
- i) 事業者が現に経営活動をする分野、領域における特殊要素

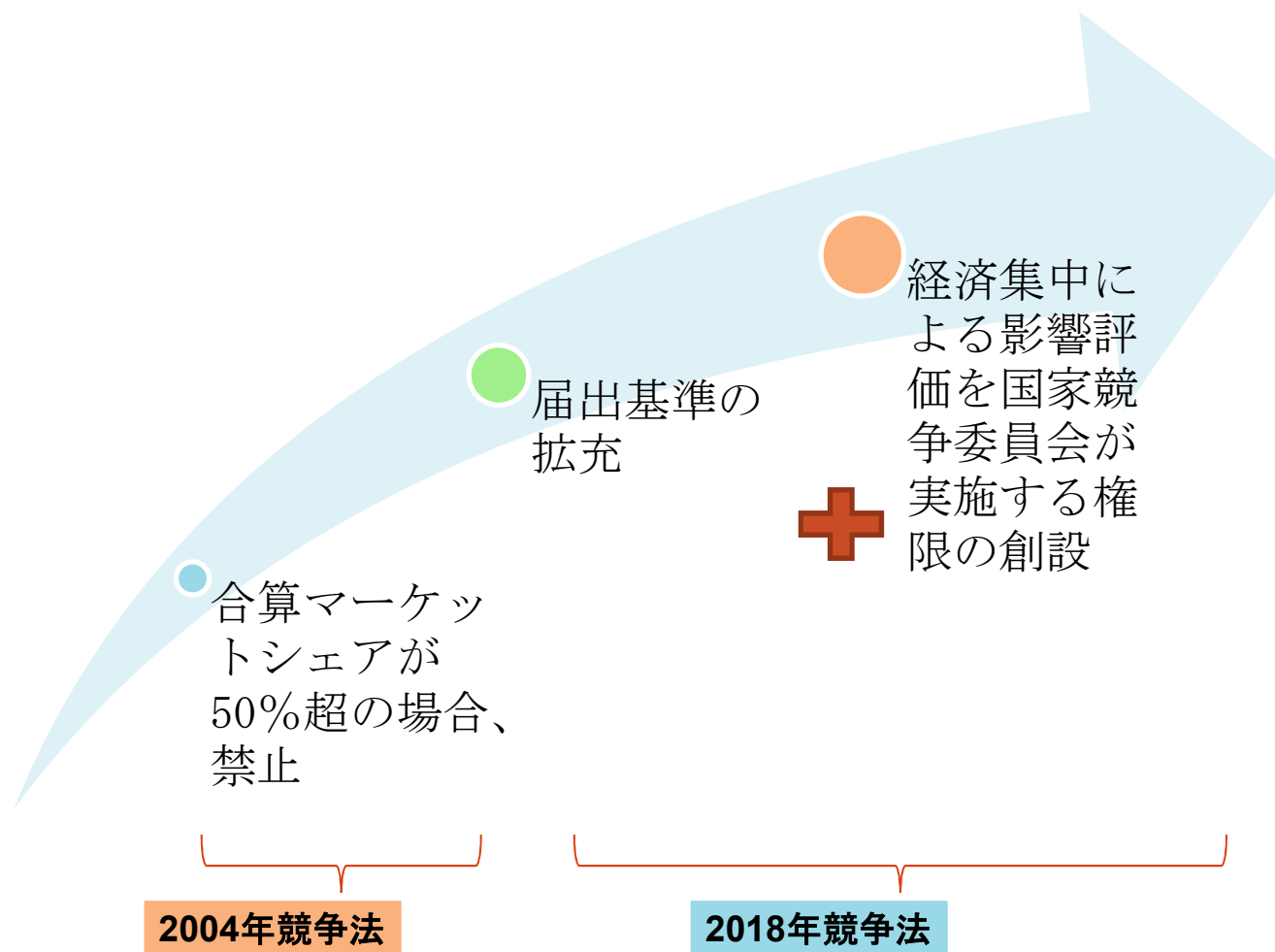
2018年競争法

禁止される市場支配的地位濫用行為，独占的地位濫用行為

第27条：禁止される市場支配的地位濫用行為，独占的地位濫用行為

1. 市場支配的地位を有する事業者、事業者グループが実施する以下の行為
 - a) 総原価を下回って物品を販売し、サービスを供給して競争相手を排除する、又は排除する可能性を引き起こす；
 - b) 顧客に損害を惹起又は惹起する可能性のある物品又はサービスについて、不当な販売価格若しくは購入価格を強制又は最低再販売価格を拘束する；
 - c) 顧客に損害を惹起又は惹起する可能性のある物品又はサービスの、生産若しくは流通の制限、市場の制限又は技術・テクノロジー開発を妨害する；
 - d) 類似の取引において、相互に異なる条件を適用してその他の事業者の市場参入、拡大を阻止若しくは阻止可能性を引き起こし、又はその他の事業者を排除する；
 - dd) 物品売買契約、サービス契約締結の際、その他の事業者に対して条件を強制し、又はその他の事業者・顧客に契約の対象と直接関連しない義務の承諾を要請し、その他の事業者の市場参入・拡大を阻止又はその他の事業者を排除する；
 - e) その他の事業者の市場参入・拡大を阻止する；
 - g) その他の法規定に従って禁止される市場支配的地位の濫用行為。

5. 経済集中規制の充実



経済集中届出基準

経済集中に参加する企業のベトナム市場における総資産

経済集中に参加している企業のベトナム市場における総売上高

経済集中の取引価値

経済集中に参加する企業の関連市場における合算マーケットシェア

禁止される経済集中

ベトナム市場において相当程度の
競争制限効果を及ぼす、またはそ
の可能性がある経済集中

(2018年競争法 第30条)



不公正な競争行為

第39条（旧法）：不公正な競争行為

本法における不公正な競争行為は以下のとおり：

- 2. 経営上の秘密情報の侵害
 - 3. 経営上の脅威を与えての強制
 - 4. 正しくない情報を提供し、事業者の信用、経営に悪影響を与えること。
 - 5. 経営活動を阻止、妨害すること
 - 6. 不公正な競争のための広告
 - 7. 不公正な競争のための販売促進活動
 - 1. 誤解を招く表示
 - 8. 事業者団体による差別的行為
 - 9. 不当な多層式販売行為
- 2004競争法

そのまま

5. 以下の方法によって顧客を不当に誘引する：
- a) 事業者、物品、サービス、景品、他の事業者の顧客を誘引することを目的として、物品・サービスに関連する取引条件に関し、顧客に誤った情報を提供し又は混同を惹起する。
 - b) 自らの物品・サービスと他の事業者の物品・サービスを比較するが、その内容を証明できない。

修正



追加

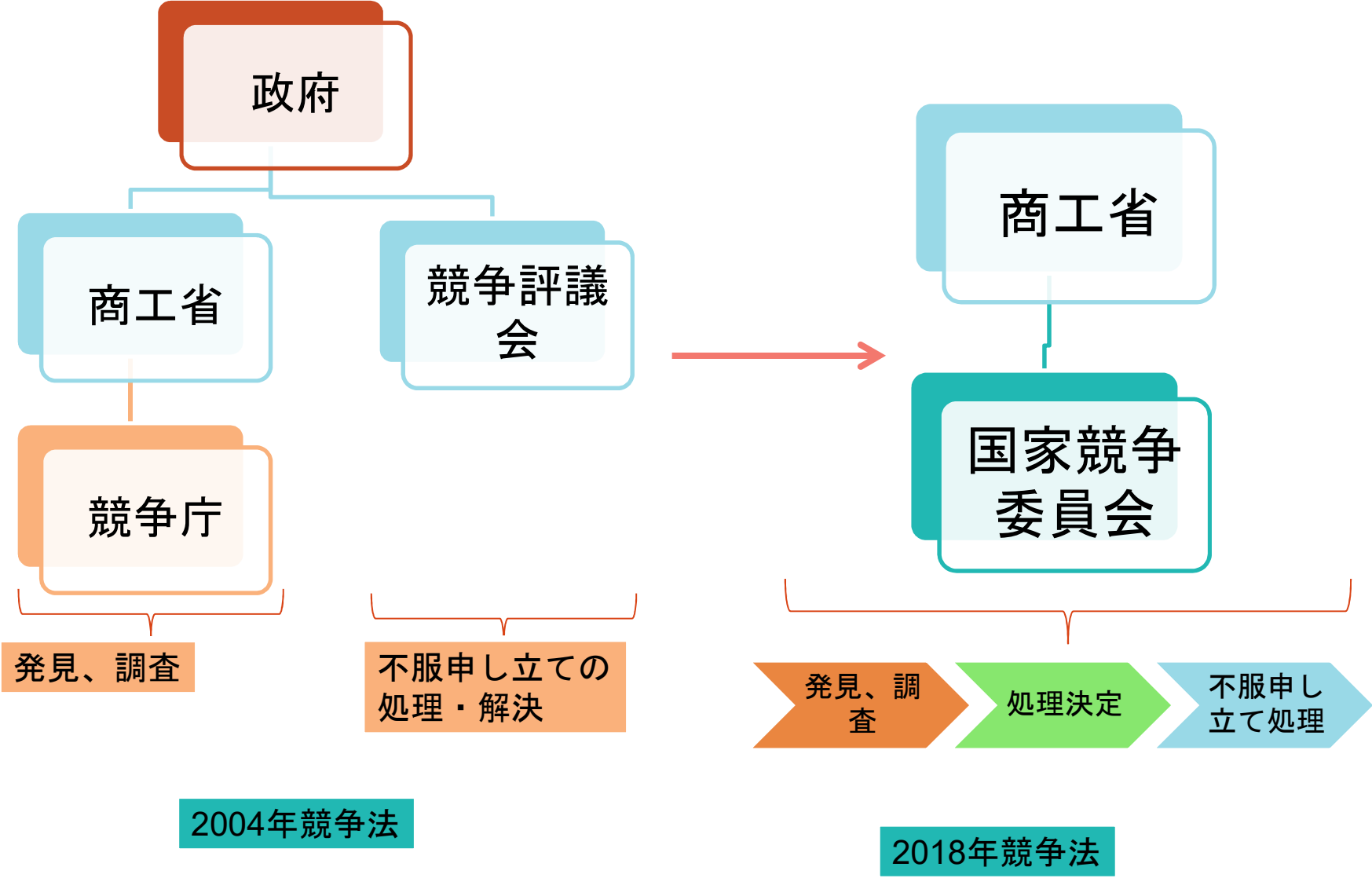
6. 総費用を下回って物品を販売、サービスを提供し、その物品・サービスについて経営活動をする他の事業者を排除する、又はその可能性を引き起こす。

削除

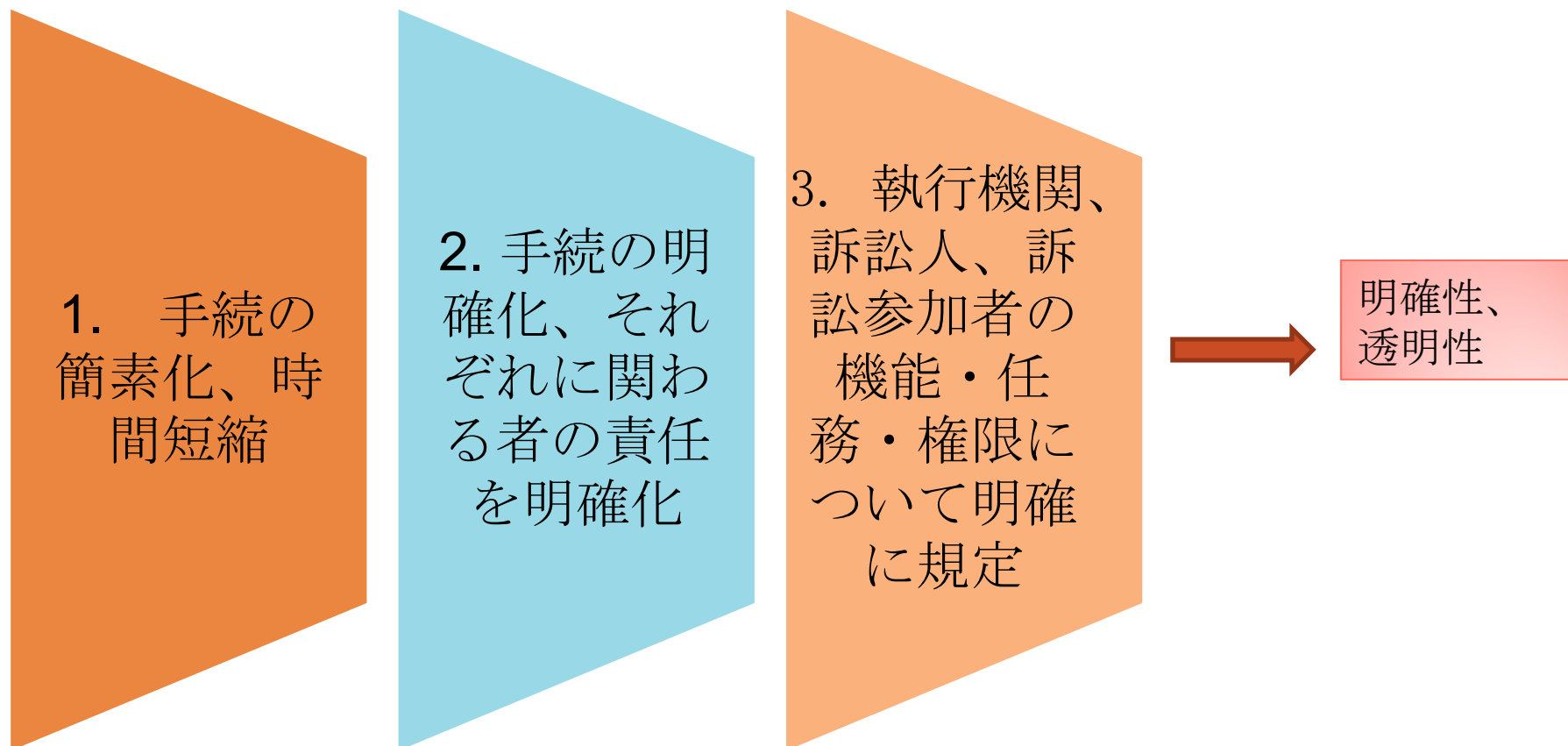


7. 他の法規定に基づき禁止される不公正な競争行為

競争当局の再編



競争法執行手続



施行細則

2018年競争法により、政府に第9条、第10条、第13条、第26条、第31条、第32条、第33条、第36条、第46条、第56条、第82条、第110条、及び第111条等の13条について施行細則を公布する任務が与えられた。

2018年7月12日に第14期国会の第5回会合において承認された各法律の施行細則の一覧表とその草案策定を主導する機関の役割分担に関する第851/QD-TTg号首相決定が公布された。それによると、商工省は関連する機関と協同して競争法の施行細則である3本の政令の草案を策定することになった。具体的には：

- 国家競争委員会の任務・権限・組織体制に関する施行細則政令。草案中。
- 競争法の一部条項の施行細則第35/2020/ND-CP号政令が、2020年3月24日に公布済み。
- 競争分野における行政処分に関する第75/2019/ND-CP号政令が2019年9月26日に公布済み。